

天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和4年5月30日

天理市長 並 河 健

天理市条例第21号

天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年12月天
理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附則第4項の次に次の1項を加える。

- 5 令和4年度に支給する期末手当に限り、第15条第1項の規定により準用す
る給与条例第20条第2項に規定するフルタイム会計年度任用職員に対する期
末手当基礎額に乗じる割合については、前項の規定にかかわらず、100分の
120とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、天理市一般職の任期付職員の採
用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例（令和4年5月天理市条例第 号）附則第2項及び第3項の規定の
例による。